第8次静岡県保健医療計画の策定

1 第7次静岡県保健医療計画(現行計画)の概要

計画期間	平成27年度から平成29年度までの3年間。平成30年度からは6年間。
2次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域(県下8医療圏)
基準病床数	病床整備の上限値 療養病床及び一般病床 28,623床(8圏域) 精神病床 6,128床(県全圏域) 結核病床 103床(県全圏域)
医療連携体制 の 構 築	感染症病床48床(県全圏域)7疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、肝炎、精神疾患)5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む))在宅医療(在宅医療の体制整備、在宅歯科医療の体制整備、薬局の役割、リハビリテーション)
圈域別計画	医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の 状況に応じて、7疾病5事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。
その他	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けた取組 医療機関の機能分担と相互連携 地域包括ケアシステムの構築 ほか

2 第8次静岡県保健医療計画(次期計画)策定と2025年に向けたスケジュール

